

地域福祉権利擁護事業における権利侵害事例に関する調査研究結果の概要

平成 17 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

地域福祉権利擁護事業における権利侵害事例に関する調査研究委員会

1. 調査の概要

調査対象	全国の基幹的社協の専門員 506 名
調査項目	地域福祉権利擁護事業の実施状況について 権利侵害への対応状況について 地域福祉権利擁護事業を通じて対応している権利侵害事例の概要 権利侵害事例への対応の詳細（障害種別ごとに 1 事例）
調査時期	平成 16 年 11～12 月
実施方法	郵送による発送・回収
回収数	390 票（回収率 77.1%）

調査対象とした権利侵害の範囲：

本調査では、事例の範囲を「契約による援助を行った事例」および「契約にまでは至らなかったが、相談を受けた事例」とし、権利侵害の区分を、経済的・物質的利益に対する侵害、生命・身体に対する侵害、人格に対する侵害とした

2. 調査結果

過去 2 年間に権利侵害を受けた方に対応した基幹的社協は全体の 7 割

対応した権利侵害事例の件数は専門員 1 人あたり平均 3 件

被被害者の状況

- ・障害種別は、認知症高齢者 63%、知的障害者 18%、精神障害者 10%の順。
- ・被被害者の性別は、64%が女性、年齢は、知的障害者では 50 歳代が 28%と多く、精神障害者では 60 歳代が 30%と多かった。
- ・権利侵害事例として挙げられたケースの 55%が事業の利用者だが、契約せず「相談のみ」のケースも 27%占めている。
- ・権利侵害の内容として最も多かったのが「経済的・物質的利益の侵害」で全体の 94%
- ・平成 16 年 8 月末時点の状況は、「問題であった権利侵害行為が見られなくなった」「ある程度改善している」は合わせて 8 割近くを占める。一方で、問題が解決されていないものも 10 数%ある。

権利侵害の内容と主な侵害者

障害種別	権利侵害の内容	主な侵害者
認知症高齢者 (N=745)	経済的・物質的利益の侵害(94.9%)	子ども(34.5%)、訪問販売や悪徳商法等の業者(23.2%)、知人・友人・近隣住民(15.0%)
	生命・身体に対する侵害(20.1%)	子ども(55.3%)
	人格権に対する侵害(7.2%)	子ども(38.9%)、その他親族(16.7%)

障害種別	権利侵害の内容	主な侵害者
知的障害者 (N=209)	経済的・物質的利益の侵害(93.8%)	兄弟姉妹(20.9%)、訪問販売や悪徳商法等の業者(17.9%)、知人・友人・近隣住民(14.3%)、親(12.8%)
	生命・身体に対する侵害(16.3%)	兄弟姉妹(35.3%)、知人・友人・近隣住民(14.7%)、子ども(11.8%)、親(11.8%)
	人格権に対する侵害(13.4%)	知人・友人・近隣住民(17.9%)、親(14.3%)、兄弟姉妹(14.3%)、その他親族(14.3%)
精神障害者 (N=118)	経済的・物質的利益の侵害(91.5%)	訪問販売や悪徳商法等の業者(24.1%)、知人・友人・近隣住民(17.6%)、兄弟姉妹(17.6%)、子ども(15.7%)
	生命・身体に対する侵害(20.3%)	子ども(41.7%)、兄弟姉妹(16.7%)
	人格権に対する侵害(22.0%)	子ども(26.9%)、兄弟姉妹(23.1%)

地域福祉権利擁護事業を通じて把握している権利侵害事例の特徴と課題

権利侵害を解決しようとする本人の意思を確認できない

権利侵害に関する事実確認ができない

家族・親族間の調整が難しい

家族等が権利侵害者である場合、本人および家族全体を支援することとなり対応が難しい

本人と権利侵害者が共依存の関係にある場合に対応が難しい

知的障害者・精神障害者の場合、権利侵害に対応するための社会資源やキーパーソンを確保することが難しい

認知症高齢者:介護支援専門員(20%)

知的障害者:入所・通所施設(8%)生活保護CW(8%)

精神障害者:生活保護CW(12%)、病院・診療所・MSW・PSW(7%)、保健所・保健センター(7%)

専門員が一人で抱え込んでしまう事例がある

地域福祉権利擁護事業における権利侵害対応の方向性

- ・権利侵害への対応は、関係機関・団体が、チームとして個々のケースへの対応方針・方策の検討を行い、ケースに対応することが必要である。その際、チームの中核になるのは、さまざまな権限を有する行政の役割に期待するところが多い
- ・権利侵害問題は、あくまで本事業だけで解決するものではなく地域の関係機関の協働の課題である。本事業には、訪問販売等への一定の抑止力となるといった問題解決のためのツールはあるが、そのツールは限定的なものであり、また、本事業が権利侵害問題の解決に投入できる人的資源も限られている。このため本事業は自治体あるいは在宅介護支援センターなどと連携を取りながら、その特性を活かし、地域における権利侵害対応の一翼を担うことが期待される。
- ・その上で本事業において権利侵害に対応する際のポイントは以下のとおりとなる。

早期発見・早期対応、気付きの能力の向上

本人の意思確認と尊重、本人のエンパワーメントの支援

本人の多様なニーズへの総合的な支援および権利侵害者への対応

基幹的社協内の連携や基幹的社協と地元社協との連携等組織的な対応

常設の情報共有の場づくり、機関連携による援助

行政との連携の重要性

法律家の支援の確保

発生予防・再発予防への対応